

定額減税調整給付金〈不足額給付金〉の お知らせ



制度の概要

令和6年分所得税と定額減税の実績額等が確定し、本来支給すべき給付額と昨年支給した調整給付金に差額が生じた方へ、その差額分を支給します。

支給対象者

●対象者Ⅰ（差額分を支給）

次のいずれかに該当する方が対象です。

・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、昨年支給した調整給付金との間で差額が生じた方

・子どもの出生等、扶養親族が増加したことにより、昨年支給した調整給付金との間で差額が生じた方

●対象者Ⅱ（定額4万円を支給）

次の①から③をすべて満たす方が対象です。

①令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割が0円であること

②税制上の扶養親族に該当しないこと

③低所得世帯等への給付金支給対象ではないこと（令和5年非課税給付等、令和6年非課税化給付等の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない）

【対象者の例】青色・白色事業従事者、合計所得金額が48万円超の方

手 続 き

●対象者Ⅰの場合

対象者には「支給のお知らせ」または「確認書」が送られます。（8月中旬を予定）

- 「支給のお知らせ」が届いた方は、手続きが不要です。
- 「確認書」が届いた方は、必要事項を記入のうえ、振込先の通帳やキャッシュカードの写しを同封して返信してください。

令和6年中に町外から転入された方は、対象者へのご案内はなく、自ら申請が必要です。申告書の写しや源泉徴収票をご提出ください。

●対象者Ⅱの場合

対象者へのご案内はなく、自ら申請が必要です。該当すると思われる方は、税務課へご相談ください。（確認にお時間をいただく場合があります）

●申請開始日 8月15日

◆申請・問い合わせ先 税務課 賦課係 ☎85-4828